

◇申告受け付け日程

期 日	対 象 地 区
2月2日(木)	船越15区~17区
3日(金)	袴田・大沢川向・新開地
6日(月)	船越9区~14区
7日(火)	山谷・上条・中条
8日(水)	下条・浜川目
9日(木)	船越1区~8区
10日(金)	森・上・森が丘
13日(月)	田の浜11区~17区
14日(火)	細浦・跡浜
15日(水)	白山・石峠
16日(木)	田の浜1~10区、船越18~21区
17日(金)	勝山・八千代
19日(日)	給与や雑所得、総合課税の配当所得、一時所得のみの人
20日(月)	大浦
22日(水)	田名部、新田、上豊間根
24日(金)	曾根・内構・島田・長内・羽々の下・上下野・下下野・福土・馬鞍・船石・那智畑・繋
27日(月)	礼堂・中野・猿神・馬指野・白石・田子の木・落合・外山
28日(火)	柳沢・沢田
3月1日(水)	関谷・関口・内野
2日(木)	北浜町
3日(金)	長崎一丁目・二丁目
6日(月)	長崎三丁目・四丁目
7日(火)	飯岡第2~10地割
8日(水)	境田町・飯岡第1地割
9日(木)	川向町
10日(金)	中央町
13日(月)	後楽町・飯岡第13地割
14日(火)	八幡町
15日(水)	14日までに申告できなかった人

税の申告が始まります

受け付けは2月2日から

◆問い合わせ 町税務課町民税係(☎82-3111内線111、112)へ。

町では、国民健康保険税を兼ねた令和5年度町・県民税と令和4年分所得税の申告受け付けを左表の日程で行います。対象地区は、住民登録をしている地区となりますので、該当する日程で申告してください。該当する日程で申告できない場合は別の日でも申告できます。

会場での受け付け期間中は、町税務課窓口での申告は受け付けませんのでご注意ください。※税務署やスマートフォンなどで申告する人は、会場での申告は不要です。

日現在で山田町に住所がある全ての人が申告しなければなりません。令和4年中に収入がなかった人も、収入がなかった旨の申告が必要です。

■申告が必要ない人

- ▼昨年の所得が給与だけで、勤務先で年末調整をした人
- ▼昨年の収入が年金だけで、65歳未満で年金収入が98万円以下か、65歳以上で年金収入が148万円以下の人
- ▼平成16年4月2日以降に生まれた人で、昨年中に収入がなかった人

■19日は給与や雑所得、一時所得などの人が対象

2月19日(日)は、対象地区にかかわらず、給与所得や雑所得、総合課税の配当所得、一時所得

の人を対象に申告を受け付けます。

このほかの収入がある人の申告は受け付けできませんので、ご注意ください。

■受付時間 ▼午前9時~11時半 ▼午後1時~3時

2月9日から税務署で申告書作成会場を設置

宮古税務署では、2月9日から申告書作成会場を設置します。今年から申告書の作成は、ご自身のスマートフォンを使用しますので忘れずにお持ちください。

入場には「入場整理券」が必要です。当日会場で配付されますが、専用のLINEアプリで事前に受け取ることもできます。

▽会場 宮古合同庁舎4階会議室(宮古市小山田)

▽期間 2月9日(木)~3月15日(水)【平日のみ】

※年金や給与以外の所得がある人の申告は、2月16日(木)から受け付けます。

▽時間 午前9時~午後4時

▽持ち物 ▼申告する人のスマートフォン ▼マイナンバーカードか税務署発行のIDとパスワード ▼確定申告のお知らせ(ハガキか封書) ▼還付金の振込先口座が分かるもの

◆問い合わせ 宮古税務署個人課税部門(☎62-1923)へ。

郷土に伝わるみそ造り 来月5日に講座開催



昨年の講座の様子

町では、生涯学習講座「郷土みそ造り」を開催します。同講座では、郷土に伝わるみそ造りの手法を学ぶことができます。友人や家族と一緒に参加してみませんか。

▽期日 2月5日(日)

▽時間 午前10時~午後2時

▽場所 町まちなか交流センター1-3階調理室

▽内容 荒川地区に伝わるみそ造り

▽対象 ▼小学生以上の町民

▼町内で勤務している人

※小学校低学年は保護者同伴

▽持ち物 エプロン、三角巾、昼食、清潔な軍手

▽定員 16人

▽参加費 700円(材料代)

▽申込期間 1月17日~2月3日

◆申込先・問い合わせ 町生涯学習課社会教育係(☎82-3111内線623)へ。